平成２６年（フ）第７１０号
宮城県塩竈市野田６番１号
債務者　遠藤　恭世（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮部　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３２５号
愛知県刈谷市恩田町１丁目170番地５　アーバン北刈谷Ａ－４号、前住所愛知県刈谷市半城土西町１丁目10番地18　ヴァンテアン202号
債務者　芳本　　薫
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
新潟県佐渡市相川五郎左衛門町４番地　ヴィラ天領411号
債務者　宇田　孝敏
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２６年（フ）第４８９９号
大阪府寝屋川市点野２丁目12番３―202号
債務者　髙田　幹也
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０５７号
大阪府四條畷市清滝新町８番208号
債務者　杉山ウメ子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１６０号
大阪市西成区鶴見橋１丁目２番１―1306号
債務者　松原　和也
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５７３号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番122―104号
債務者　梅本喜一郎
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５７５号
大阪市住之江区新北島３丁目１番50号
債務者　木本　千鶴（旧姓的場）
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５８９号
大阪府池田市畑１丁目８―16―101、住民票上の住所兵庫県宝塚市花屋敷荘園３丁目３番38号
債務者　澁谷　恒久
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５９０号
大阪府枚方市東山２丁目33番地の１　405
債務者　池田　栄子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７９３号
福岡県宗像市自由ケ丘９―11―８　レオパレスＡｏｉ104号、住民票上の住所熊本市西区池田２丁目14番18号　トークハイツ202号室
債務者　櫻井　康晴
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８３６号
福岡市早良区有田団地３番207号
債務者　上月　　勝
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８４１号
福岡市博多区堅粕２丁目４番11―408号
債務者　新垣　理美
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８４３号
福岡市中央区渡辺通３丁目９番22―1301号
債務者　塚原　　優
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８４８号
福岡市中央区梅光園２丁目４番20―806号
債務者　森田　　精
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８５７号
福岡市早良区内野３丁目４番４―305号
債務者　魚住　正徳
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８５８号
福岡県糟屋郡志免町王子４丁目15番６号、前住所愛知県江南市野白町東千丸83番地　グリーン・ゲーブル201号
債務者　星野めぐみ（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部